

さっぽろ食の安全・安心推進協定締結者マーク取扱要領

(平成23年6月27日食の安全担当部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、「さっぽろ食の安全・安心推進協定制度実施要綱」(以下「要綱」という。)第6条に規定する「さっぽろ食の安全・安心推進協定締結者マーク」(以下「協定マーク」という。)に関して必要な事項を定め、協定マークの適正使用の確保等を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(デザイン等)

第3条 協定マークのデザインは、別紙のとおりとする。

2 協定締結者は、協定マークをみだりに改変して使用することはできない。

(協定マークの使用)

第4条 市は、原則として協定締結時に協定マークを事業者等へ交付するものとする。

2 協定締結者は、協定を締結した施設並びに当該施設で製造・加工された食品等及び使用する配送車両等において、当該施設の名称を併記のうえ協定マークを掲示することができる。

3 協定締結者は、ホームページ、パンフレット、名刺等において、協定を締結した施設の名称を併記のうえ協定マークを使用することができる。

4 協定締結者は、その他市が適当と認めた場合に使用することができる。

(使用期間)

第5条 協定マークの使用期間は、協定の有効期間の範囲内とする。

(使用制限)

第6条 協定締結者は、消費者等に対しその施設で製造・加工された食品等の認証である旨の誤解を与えるような方法で協定マークを使用してはならない。

2 何人も、協定マークと誤認されるような類似したマークのデザインを使用してはならない。

(適正使用)

第7条 市は、事業者が協定マークを適正に使用しているか把握に努めるものとする。

2 市は、事業者が協定マークを適正に使用していないと認められる場合には、

改善を指示できるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協定マークの適正使用等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月27日から施行する。

別紙



さっぽろ食の安全・安心推進協定